

【遠征によるアジリティー競技会の出陳について】

全てのアジリティー競技会において、F C I 加盟団体登録犬(アペンディクス登録犬を含む)の他に、A K C、K C、C K C の登録犬(アペンディクス登録犬を含む)も以下の条件を満たすことにより、本会に登録することなく遠征犬として出陳することが出来ます。

【出陳条件】

- ① F C I 公認犬種であること。
- ② アペンディクスも含め公認団体登録犬であること。
- ③ 出陳者名は血統証明書上の所有者であること。
- ④ 出陳申込み時に、所有者名が記載されている最新の血統証明書の写しを添付すること。
- ⑤ アジリティー手帳の成績また該当クラス出走を証明できるものがあれば、1度から出走することなく当該クラスに出陳することができる。

以上の条件を満たした出陳犬は、以下のとおり取り扱われます。

- ① 出陳者(=所有者)及び指導手の本会クラブ会員籍は、必要ありません。
- ② 輸出血統証明書を含め当該国の所有者名が記載されている最新の血統証明書に記載された所有者(=出陳者)で出陳します。
- ③ 輸出手続きがされた本会登録犬を国外公認団体に登録されても、国外公認団体に記載された所有者が出陳者であれば遠征犬として出陳することが可能です。
- ④ コーナー制のあるケネルクラブで登録されている場合、血統証明書上に記載されている所有者のみ認められます。
- ⑤ 交付されたAG.CH.ポイントは、無効となります。
- ⑥ 獲得したアジリティーワールドチャンピオンシップ派遣選考会出場ポイント及びアジリティーヨーロピアンオープン出場ポイントは、無効となります。その場合、次席犬に繰り上げてのポイントは付与しません。
- ⑦ 成績は表彰の対象となりますが、賞歴は管理されません。後日、当該犬が本会へ単犬登録されても遡っての賞歴は有効となりません。